

## 構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
浦添市

- 2 構造改革特別区域の名称  
浦添市子育て応援保育士確保特区

- 3 構造改革特別区域の範囲  
浦添市の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

浦添市（以下「本市」という。）は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにあり、南に那覇市、東に西原町、北東に宜野湾市が隣接している。市域（飛地を含む）は、東西 8.4 km、南北 4.6 km で、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしており、面積 19.09 km<sup>2</sup> を有する都市である。

本市の子ども・子育て支援については、子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月策定）に基づき、積極的な取り組みを行ってきた。具体的には、認可保育所の整備や認可外保育施設の認可保育所への移行、更には家庭的保育事業所の開園による児童受入数の拡大を図った。また、多子世帯に対する保育料の減免による子育て支援も行ってきた。

子育てを頑張っている世帯が孤独感や疲労感を抱えることなく「子どものまちでだこ宣言（平成 20 年 11 月 1 日宣言）」にある、平和と笑顔のあるまちを目ざして、当事者のみならず、自治会や企業、学校、保育所職場も含めた地域づくりをする。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

本市においても、沖縄県待機児童解消計画に基づき平成 29 年度までに待機児童解消に向け、施設整備に力を入れてきたが、申込者の増及び保育士不足により待機児童が解消されていない（※）。各市町村共に保育士不足が生じる中、業務の激務や賃金の安さから、資格はあるが別の職種についている場合も多い（いわゆる潜在保育士）。そのことから、本市保育所においても、職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難な状況である。そこで、最大 1 年間の任用期間に特例を設け、任用の日から 3 年を超えない期間内に

限り、6月を超えない期間で更新することができることで、臨時的任用により勤務する者の雇用の安定が図られ、処遇改善にもつながることから臨時的任用による保育士の確保も容易となり、安定的に人材を確保することが可能になることが見込まれる。

また、単年度任用から複数年度任用ができることで保育士の入れ替わりもなくなり保護者は子どもを安心して引き続き預けることができる。

更には、子どもや保護者との信頼関係の構築にもつながり子育てに関する負担軽減と不安の解消が図られ、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものである。

※＜保育所(園)児童の申込者数＞

	総申込者数	入所者数	待機児童数
平成 27 年度	3,711 名	3,223 名	488 名
平成 28 年度	4,079 名	3,536 名	543 名
平成 29 年度	4,252 名	3,646 名	606 名

※平成 27 年度と 29 年度を比較した場合、入所者数は 423 名の増だが、申込者数がそれを上回る 541 名の増となっている。

認可園の新規設置等で入所者数は増えているが、待機児童が解消されていない。

＜浦添市 3 公立保育所＞

	年度	定員	児童数	待機児童数
内間保育所	27	120	123	23
	28		119	34
	29		116	26
大平保育所	27	130	130	14
	28		128	17
	29		116	18
宮城ヶ原保育所	27	130	135	18
	28		134	14
	29		110	19

※保育士不足のため、定員を下回る児童数しか入所できず、待機児童が発生している。

## 6 構造改革特別区域の目標

待機児童解消対策で施設整備する中、保育士不足で受入ができない状況である。保育士の確保をはじめ受け入れに必要な人員体制を拡充し、安心して子どもを預けられる環境を整備していくことが必要である。

- (1) 保育に欠ける児童を可能な限り受け入れられるようにするため、公立保育所に臨時的任用保育士を継続的に任用することで安定的な保育所運営を行い待機児童の解消を図る。
- (2) 公立保育所における人員体制を充実させ特別な配慮が必要な児童の受入れや子育てに不安や悩みの解消を図るための相談にも積極的に対応し、安定して子どもを預けられる環境を整備する。
- (3) 保育業務の質を高める研修を計画的に実施し、人材育成強化と保育サービスの向上を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の認定により、臨時的任用による保育士の確保が容易になることで、行政改革の推進と適切な定員管理につとめながら、保育士資格を有する人材を安定的に確保でき多様化する子育て支援のニーズにも対応することが可能となる。子育て支援に関する施策を拡充することで子育てと仕事の両立を支援し、女性の社会参加を推進する。又、子育てに関する負担軽減や悩みの解消が図られることで社会問題化している児童虐待が起り得ない環境づくりにも資するものである。

## 8. 特定事業の名称

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

409 地方公務員に係る臨時的任用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

浦添市

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

浦添市が市立保育所に採用する保育士の資格を有する臨時的任用職員について、その職務の遂行に必要な資格要件を満たす者の確保が困難であるとき、現行の最大1年間の任用期間に特例を設け、任用の日から3年を超えない期間内に限り、6月を超えない期間で更新することができるようにするものである。

### 5 当該規制の特例措置の内容

(1) 構造改革特別区域法第24条第1項第1号に掲げる要件に該当すると判断した根拠(1号要件)

就労環境の多様化により保育所入所希望者が増え、待機児童が増えている中、園の創設により保育士が不足している状況である。現在本市を含む浦添市近郊市町村において、施設はあるが、児童を受け入れる保育士がいないため待機児童が発生している。このような中、毎年保育士確保の為に募集を行っているが、臨時的任用で1年限りの募集を行っても、安定的な就労でないため応募がない状況である。しかしながら、本市でも適切な人員管理や行政改革の中からも保育士の正職員採用は難しい状況であるため、今後も臨時的任用で保育士確保が必要な状況である。

(2) 構造改革特別区域法第24条第6項に基づく必要な措置の内容

#### ① 今般の特例に係る適正な定数管理及び職員数の公表

本特例措置による臨時的任用の状況(人数、任用期間)について、人事

行政の運営等の状況の公表にあわせ、広報紙及び市ホームページに掲載し、公表する。

② 臨時職員の任用に関する規則

本特例措置により、臨時的任用保育士の任用、服務、勤務条件等に特化した「浦添市臨時的任用保育士の任用、服務、勤務条件等に関する規則」を新たに制定する。

具体的には、臨時的任用保育士に限り、任用期間を6ヶ月更新3年以内とする。

③ 資格要件の制定

本特例措置による臨時的任用職員を任用する場合は、職の資格要件を定めることとする。